

## 施設設置管理者への周知について

### 1. 概要

千葉県バリアフリーマスタープランにおいて生活関連施設として位置付けているすべての施設設置管理者に対し、パブリックコメントの実施と合わせて個別に周知文を送付します。

千葉県バリアフリーマスタープランを策定予定であること、及びその中で生活関連施設として設定する予定であることの周知に加え、各施設においてバリアフリーマスタープランの方針を踏まえ、ハード・ソフトの両面から積極的にバリアフリー化の促進に向けて検討いただけるよう依頼することが目的です。

### 2. 対象施設

周知する対象となる施設は以下の通りです。

表 対象施設数（生活関連施設）

官民種別 施設種別	公共 (国)	公共 (県)	公共 (市)	民間	総計
公共施設（公益施設）	3	7	23	43	76
集会施設	0	0	21	0	21
宿泊施設	0	0	0	34	34
大規模店舗	0	2	0	42	44
駐車場	0	2	1	0	3
都市公園	0	3	7	0	10
福祉施設	0	0	28	2	30
文化・教養・教育施設	0	6	19	10	35
保健施設・病院	0	0	8	21	29
旅客施設	0	0	1	38	39
<b>総計</b>	<b>3</b>	<b>20</b>	<b>108</b>	<b>190</b>	<b>321</b>

R 2年 1 1月 1日時点